

大阪大学

博士課程教育リーディングプログラム
奨励金受給ハンドブック

(リーディングプログラム履修生用)

大阪大学

平成 26 年 1 月

目次

現在、奨励金を受給している在学者等の方の奨励金受給継続手続などについては、9. 奨励金の継続申請手続をご覧ください。

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 奨励金の概要 | 3 |
| 2. 奨励金の支給金額 | 3 |
| 3. 奨励金の新規申請 | 3 |
| 4. 奨励金の受給資格 | 3 |
| 5. 奨励金受給者の決定及び発表 | 3 |
| 6. 奨励金受給者氏名の公表 | 3 |
| 7. 奨励金支給日 | 4 |
| 8. 奨励金支給の停止・再開（休学・退学・留学を含む） | 4 |
| 9. 奨励金の継続申請手続 | 4 |
| 10. 継続申請における奨励金支給の停止 | 4 |
| 11. 奨励金継続受給者の決定及び手続 | 4 |
| 12. 奨励金に関する税金の納付等 | 5 |
| 13. 社会保険への加入 | 6 |
| 14. 競争的資金への応募の伺い | 7 |
| 15. 奨励金受給証明書 | 7 |

[様式]

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 誓約書（様式1） | 8 |
| 2. 奨励金支給停止・再開申請書（様式2） | 9 |
| 3. 競争的資金への応募の伺い（様式3） | 10 |
| 4. 奨励金受給証明書交付願（様式4） | 11 |

[参考]

| | |
|--------------------------|-------|
| 博士課程教育リーディングプログラム奨励金実施要項 | 12～14 |
|--------------------------|-------|

奨励金制度について

1. 奨励金の概要

大阪大学博士課程教育リーディングプログラムでは、学業・研究に専念するために、学生の受給申請に基づき、選考を経た上で奨励金を支給する制度を用意しています。

2. 奨励金の支給金額

奨励金の支給金額は、学位プログラム毎に決定されます。平成26年度の支給金額は、受給要項等に記載のとおりです。

3. 奨励金の新規申請

奨励金は、年度単位で支給が決定されます。リーディングプログラム新規履修生は、別途配付する「奨励金受給調書」「振込依頼書」等によって申請してください。

なお、申請する意思の有無を確認することが必要なため、奨励金の受給を希望しない場合も、「奨励金受給調書」を毎年度必ず提出してください。

【申請書類】

- ・ 受給調書
- ・ 振込依頼書 <ボールペンで記入してください。フリクションペンは使用不可です。>
- ・ 誓約書（様式1）

※すでに奨励金を受給している在学学生は、本ハンドブックの **9. 奨励金の継続申請手続** から記載されている継続申請の説明に従い、手続を行ってください。

4. 奨励金の受給資格

奨励金の受給資格については、「大阪大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金実施要項」の第2条を参照してください。なお、受給資格の重要な点は次のとおりです。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと。
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給していないこと及び貸与を受けていないこと。
- (3) 国費留学生として日本政府（文部科学省）奨学金を受給していないこと。
- (4) 留学生として母国の奨学金を受給していないこと。
- (5) 本学独自の奨学金を受給していないこと。
- (6) 奨励金受給期間中に報酬（アルバイト料を含む。）を受給しないこと。ただし、TA・RA活動の対価としての報酬については、その活動が、本プログラムの教育・研究の遂行に必要な場合に限って、週当たり総時間数5時間まで受給可能です。

なお、大阪大学の入学料免除、授業料免除、授業料収納猶予及び授業料分納（問合せ先：学生部吹田学生センター・06-6879-7088）については、奨励金との重複に制限はありません。

5. 奨励金受給者の決定及び発表

各学位プログラムにおいて公正に選考を実施した後、奨励金受給者を決定します。受給決定者には、奨励金受給決定者氏名一覧を掲示のうえ、奨励金受給決定通知書を発行します。

6. 奨励金受給者氏名の公表

奨励金受給手続完了後、奨励金支給開始までに、各学位プログラムホームページ等において、奨

励金受給者の氏名を公表します。

7. 奨励金支給日

奨励金は、毎月 25 日（土日祝の場合は、前日の平日）に、受給者から届け出のあった銀行口座に振込むことにより支給します。

支給開始時においては、数ヶ月分（6月に初回振込の場合は、4～6月の3ヶ月分）をまとめて振込むことを予定しています。

8. 奨励金支給の停止・再開（休学・退学・留学を含む）

(1) 休学・退学等の場合

奨励金を受給中に、所属する研究科を休学・退学する場合は、奨励金の受給資格がなくなります。奨励金を受給している学生が休学・退学する場合は、所属する研究科へ休学願・退学願を提出するとともに、各学位プログラムで定められた休学・退学に関する所定の手続書類を提出し、併せて「奨励金支給停止・再開申請書（様式 2）」を必ず提出してください。届出をしなかったことにより、休学・退学後に奨励金が支給された場合、休学・退学後に支給された奨励金を返還しなくてはなりません。

また、休学・退学以外に、自己都合で奨励金の支給を停止したい場合や、停止していた奨励金の支給・再開を希望する場合にも、同申請書を提出する必要があります。

なお、「奨励金支給停止・再開申請書（様式 2）」は、原則として奨励金を停止する月の1ヶ月前までに提出してください。

(2) 留学の場合

日本学生支援機構のプログラム等に参加して短期の海外留学をする場合、留学のために支給される経費が「奨学金」であれば、奨励金との重複受給ができなくなります。この場合は、奨励金の支給を停止することも可能ですが、慎重な取扱いが必要ですので、留学方法・制度を問わず、留学することを考えている場合は、できるだけ早期に、各学位プログラムの担当者に相談してください。

(3) その他

受給資格を満たさなくなった場合は、奨励金の支給を停止します。また、学業成績及び履修状況の評価により、奨励金の支給を停止することがあります。詳細は、「大阪大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金実施要項」の第 10 条を参照してください。

9. 奨励金の継続申請手続

奨励金は、年度単位で支給が決定されているため、次年度に継続して受給するには、改めて手続を行う必要があります。

毎年定められた時期に、受給調書等を配付しますので、継続申請手続をしてください。

なお、現在奨励金を受給していない履修者についても、受給調書等の提出が必要です。

- ・受給調書
- ・誓約書（様式 1）

10. 継続申請における奨励金支給の停止

継続申請手続を行った場合でも、大学院課程又は学位プログラムにおける学業成績及び履修状況の評価により奨励金の支給が停止される場合があります。また、Qualifying Examination 等の審査により学位プログラムに在籍しなくなった場合は、奨励金の支給が停止されます。

11. 奨励金継続受給者の決定及び手続

(1) 奨励金継続受給者の決定

各学位プログラムにおいて継続審査を実施した後、奨励金継続受給者を決定します。受給決定者には、奨励金継続受給決定通知書を発行します。

また、奨励金支給開始までに、各学位プログラムホームページ等において、奨励金継続受給者の氏名を公表します。

(2) 継続受給にかかる「奨励金支給停止・再開申請書（様式2）」

受給調書提出後に、翌年度から休学をすることが決定した場合や、所属研究科の原級の学年にとどまることとなった場合には、翌年度からの奨励金支給を停止することとなりますので、原則として2月末までに、「奨励金支給停止・再開申請書（様式2）」を提出してください。

12. 奨励金に関する税金の納付等

(1) 納税

奨励金は所得（所得区分は「雑所得」）となりますので、受給者各自において所得税及び住民税を納付しなければなりません。税金を納付しなかった場合は、重大な法律違反となるとともに、「公序良俗に反する行為」として、奨励金の支給停止対象となる場合があります。

また、所得税及び住民税を納付したことを確認できる書類を、後日必ず提出してください。提出先や提出書類の内容等は、確定申告の時期までにお知らせします。

なお、外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約などにより、税金の取り扱いが異なる場合があります。

① 所得税について

受給者本人が、確定申告によって納税しなければなりません。確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日（土日祝祭日と重なる場合は前後する場合があります。）です。

なお、所得税の確定申告において、奨励金の雑所得としての所得金額は、1年間（1月1日～12月31日）に支給を受けた奨励金の金額から、入学金や授業料を必要経費として差し引いた金額となります。

そのため、収支状況の記録や書類を保存しておいてください。特に、大学より受給者へ毎月郵送される「振込のお知らせ」には、当該月の支給額が記載されており、納税のための確定申告を行う際の必要書類となりますので、各自において大切に保管してください。

所得税及び確定申告の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）又は居住地の所轄税務署で確認してください。

参考：奨励金に課税される所得税額の例（平成25年）

所得税の速算表
（国税庁ホームページより）

| 課税される所得金額【課税所得】 | 税率 | 控除額 |
|-----------------|--------|---------|
| 195万円以下 | 5.105% | 0円 |
| 195万円を超え330万円以下 | 10.21% | 97,500円 |

以下は、月額20万円の奨励金を12ヶ月受給し、収入が240万円となる場合の試算（目安）です。

（例）授業料535,800円を必要経費として収入から差し引いた金額から、所得控除として基礎控除380,000円が控除される場合

【所得金額】2,400,000円－535,800円＝1,864,200円

【課税所得】1,864,200円－380,000円＝1,484,200円

→1,484,000円（千円未満の端数切り捨て）

【所得税額の試算】1,484,000円×0.05105（税率）＝75,758円

→75,700円（百円未満の端数切り捨て）（所得税額（年額））

*基礎控除＝所得税額を計算する際に、総所得金額等から差し引くことができる控除。

*各種の控除等により税額は異なります。詳細は、国税庁のホームページ又は居住地の所轄税務署で確認してください。

*平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

②住民税（市町村民税、府県民税）について

住民税は、受給者本人が「普通徴収」という方式で納付することになります。普通徴収とは、確定申告を行うと、税務署から居住する市区町村へ住民税の支払について通知され、市区町村において住民税額が決定され、翌年度の 5～6 月頃に住民税の納付書が市区町村（納税者の 1 月 1 日現在における住所地の自治体）より本人宛に届き、これにより各自が納付する方式です。通常は 1 年分を 6 月、8 月、10 月と翌年 1 月の 4 期に分けて支払いますが、市区町村によっては、1 年分を一括して納付すると納税額が安くなる制度があります。

住民税には均等割額と所得割額があり、住民税の基礎控除額は 33 万円です。

以下は、豊中市ホームページに掲載されている、「均等割額」及び「所得割額の税率」の例です。
<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/kurashi/sizei/kojin/keisan.html>

【均等割額】 4,000 円（市民税 3,000 円＋府民税 1,000 円）

【所得割額の税率】 課税所得の 10%（市民税＝課税所得金額の 6%、府民税＝課税所得の 4%）

各種の控除等により税額は異なります。詳細は、居住する市役所等のホームページ又は市役所等の担当窓口で確認してください。

なお、市区町村から住民税の滞納の連絡があった場合、公序良俗に反する行為として、奨励金の支給を停止するとともに、支給済みの奨励金の一部又は全部の返還を求める場合があるので留意してください。

(2)被扶養者の認定の取り消し

奨励金受給等の収入により、原則として親又は親族等の給与に係る被扶養者の取り消しが必要となります。奨励金受給期間、受給月額、必要経費等を十分確認のうえ、親又は親族等に勤務先で給与に係る被扶養者の認定の取り消しを行ってもらようご依頼ください。

13. 社会保険への加入

(1)国民健康保険

親又は親族等の勤務先の健康保険に、被扶養者となって加入している場合、年収が 130 万円以上になると被扶養者の資格がなくなります。親又は親族等が勤務先で被扶養者の取消を行い、受給者本人が居住地の市区町村窓口で国民健康保険の加入手続きを取ってください。

(2)国民年金

20 歳以上になると国民年金の保険料を納付することが義務づけられています。学生本人の所得が一定以下（118 万円＋扶養親族等の数×38 万円＋社会保険料控除等）の場合に在学中の納付が猶予される「学生特例納付制度」を申請している場合でも、奨励金を受給することによって、ほとんどの場合は、「学生特例納付制度」の申請条件を満たさなくなります。受給者本人が、日本年金機構から送付される納付書によって納付してください。

その他、奨励金を受給することによって公的機関等への手続が必要となるかどうかについては、各自において確認のうえ、適切な処置を取るようしてください。

14. 競争的資金応募の伺い

プログラム責任者が特に認めた場合は、競争的資金を受けて研究等をおこなうことができます。競争的資金に応募の希望がある場合は、競争的資金応募の伺い（様式 3）を提出してください。

15. 奨励金受給証明書

大阪大学の授業料免除申請を行う際や、親又は親族等が勤務先で健康保険等の被扶養者の取り消しを行う際等に、奨励金を受給している証明がある場合は、奨励金金額・奨励金受給期間等を記載した証明書を発行します。

また、上記以外には、居住地の市町村窓口で国民健康保険の加入手続を行う際に証明書が必要とされます。

証明書が必要となった場合は、奨励金受給証明書交付願（様式 4）により、奨励金受給証明書を請求してください。

(様式 1)

- 超域イノベーション博士課程プログラム
 - 生体統御ネットワーク医学教育プログラム
 - インタラクティブ物質科学・カデットプログラム
 - ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム
 - 未来共生イノベーター博士課程プログラム
- ※ 履修するプログラム名にチェックを入れてください。

誓約書

プログラム責任者 殿

平成 年 月 日

学籍番号

課程/学年

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

私は、平成____年度大阪大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金を受給するにあたり、大阪大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金実施要項（以下「実施要項」という。）の各条項に同意した上で、下記事項を守ることを誓います。

記

- 1 実施要項第 2 条第 2 号から第 7 号に定める受給資格があること。
- 2 実施要項第 5 条に定める遵守事項を遵守すること。
- 3 実施要項第 13 条第 1 項に従って、奨励金に関する納税を適切に行うこと。
- 4 奨励金受給調書に虚偽の記載がないこと。

- 超域イノベーション博士課程プログラム
 生体統御ネットワーク医学教育プログラム
 インタラクティブ物質科学・カデットプログラム
 ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム
 未来共生イノベーター博士課程プログラム
 ※ 履修するプログラム名にチェックを入れてください。

大阪大学博士課程教育リーディングプログラム
奨励金支給停止・再開申請書

プログラム責任者 殿

平成 年 月 日

学籍番号

課程/学年

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

下記の期間について、本年度奨励金の支給を（ 停止・ 再開 ）していただきたく、申請します。

記

| | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 1. | ① <input type="checkbox"/> 支給停止年月 | 平成 年 月支給分より停止 ※当該年度をすべて停止する場合 |
| | ② <input type="checkbox"/> 支給停止期間 | 平成 年 月支給分 ～ 平成 年 月支給分 ※当該年度を一定期間停止する場合 |
| 2. | <input type="checkbox"/> 支給再開年月 | 平成 年 月支給分より再開 ※当該年度において停止していた支給を再開する場合 |
| 3. | 支給停止又は再開 申請の理由 | |

1. ～ 2. のいずれかのにチェックを入れてください。

(備考)

- (1) 3. の理由を証明する書類（休学願の写し等）を添付すること。
- (2) 支給の停止・再開が可能な期間及び年月は、支給する年度内とする。
- (3) 本申請書は、原則として支給停止月・再開月の前々月の末日までに、各プログラム事務室へ提出すること。
- (4) 1. ②の場合において、支給停止期間終了後は、特段の申請を行う必要なく支給を再開する。
- (5) 申請時又は支給停止期間終了時において奨励金の受給資格を失っている場合は、支給を再開しない。

(様式 3)

- 超域イノベーション博士課程プログラム
 - 生体統御ネットワーク医学教育プログラム
 - インタラクティブ物質科学・カデットプログラム
 - ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム
 - 未来共生イノベーター博士課程プログラム
- ※ 履修するプログラム名にチェックを入れてください。

競争的資金への応募の伺い

プログラム責任者 殿

平成 年 月 日

学籍番号

課程／学年

氏 名

印

以下のとおり、応募をしてよろしいか伺います。

競争的資金名：

受給予定期間：

受給予定金額：

応募理由：

- 超域イノベーション博士課程プログラム
 - 生体統御ネットワーク医学教育プログラム
 - インタラクティブ物質科学・カデットプログラム
 - ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム
 - 未来共生イノベーター博士課程プログラム
- ※ 履修するプログラム名にチェックを入れてください。

大阪大学未来戦略機構長 殿

大阪大学博士課程教育リーディングプログラム
奨励金受給証明書交付願

平成 年 月 日

学籍番号

課程／学年

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

私は、_____のため、下記の大阪大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金受給証明書を交付していただきたく、申請します。

記

給付月額：_____円

給付期間：平成 年 月から平成 年 月まで

希望する枚数：_____枚

***** (以下未来戦略支援事務室用) *****

| 受付日 | 担当者名 |
|-----|------|
| | |

大阪大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金実施要項

(平成24年3月14日未来戦略機構会議了承)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）が、博士課程教育リーディングプログラムにおける、新たな学位を授与するために選抜された優秀な学生（以下「学生」という。）が学業及び研究に専念するために支給する資金（以下「奨励金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格)

第2条 奨励金の受給資格は、次の各号に掲げる基準をすべて満たした者とする。

- (1) 支給年度において、博士課程教育リーディングプログラムにおける、新たな学位を授与するプログラム（以下「学位プログラム」という。）に選抜され、1年間継続的に当該プログラムを履修していること。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給していないこと及び貸与を受けていないこと。
- (4) 国費留学生として日本政府（文部科学省）奨学金を受給していないこと。
- (5) 留学生として母国の奨学金を受給していないこと。
- (6) 本学独自の奨学金を受給していないこと。ただし、本学が設ける基金等による奨学金等であって、授業料を援助するためのものについては、この限りでない。
- (7) 奨励金受給期間中に報酬（アルバイト料を含む。）を受給しないこと。ただし、研究成果を公表することに伴い生じる著作権料等、博士課程教育リーディングプログラム責任者（以下「プログラム責任者」という。）が特に認めた場合については、この限りでない。

(奨励金の支給額)

第3条 奨励金の支給額は、当該学位プログラムごとに別に定めるものとする。

(奨励金受給学生の選考)

第4条 奨励金の受給を希望する学生は、年度ごとに定められた期間内に、奨励金受給調書によりプログラム責任者へ申請するものとする。

- 2 奨励金受給学生の選考は、プログラム責任者のもと、別に定める選考方法に基づいて実施する。

(遵守事項)

第5条 奨励金受給学生は、公費によって経済的支援を受けるという自覚を持ち、学業及び研究に専念しなければならない。

(奨励金の返還)

第6条 奨励金は、返還を要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号から第7号のいずれかの基準を満たしていないこと

が明らかとなった場合、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行った場合、公序良俗に反する行為を行った場合、奨励金の使途が不適正と認められた場合及び奨励金受給申請書に虚偽の記載があった場合は、事実発生時に遡って支給済みの奨励金の一部又は全部を返還しなければならない。

（奨励金の財源）

第7条 奨励金の財源は、大学改革推進等補助金（リーディング大学院構築事業費）等をもって充てる。

（誓約書）

第8条 奨励金受給学生は、奨励金の支給に当たって第2条第2号から第7号に定める受給資格を満たしているか等を誓約するため、定められた期間内に所定の誓約書を作成してプログラム責任者へ提出するものとする。

（奨励金の支給方法）

第9条 奨励金は、原則として毎月25日（当日が土日祝祭日の場合は、原則としてその直前の平日とする。）に、奨励金受給学生の銀行口座に振込むことにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給開始時において、数ヶ月分を取りまとめて振込むことにより支給することができるものとする。

（支給の停止）

第10条 奨励金受給学生が、在籍する本学大学院の課程（以下、「大学院課程」という。）を退学又は除籍となった場合及び **Qualifying Examination** 等の審査（以下「審査」という。）により学位プログラムを履修しなくなった場合は、奨励金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、審査において、不合格となった場合に猶予期間を与える等の措置を別途、明確に定めた場合においては、支給を継続することができる。

3 奨励金受給学生が、大学院課程又は学位プログラムの原級にとどまることが決定した場合は、奨励金の支給を停止する。

4 奨励金受給学生の大学院課程又は学位プログラムにおける学業成績及び履修状況が、不良であると判断される場合又は長期欠席をした場合は、奨励金の支給を停止する場合がある。

5 奨励金受給学生が、休学をした場合は、休学期間の奨励金の支給を停止する。

6 奨励金受給学生が、死亡した場合は、奨励金の支給を停止する。

7 奨励金受給学生が、第6条第2項のただし書に該当する場合は、奨励金の支給を停止する。

8 奨励金受給学生が、特に希望する場合は、所定の手続きを経て奨励金の支給を停止することができる。

（支給の再開）

第11条 前条第3項にかかわらず、審査に不合格となったことにより原級にとどまることとなった場合において、次回以降の審査を通過した場合は奨励金の支給を復活させることができる等の措置を別途、明確に定めた場合においては、奨励金の支給を再開させることができる。

2 前条第5項及び第8項により奨励金の支給を停止した場合において、当該学生の希望により、所定の手続きを経た上で、当該年度の奨励金の支給を再開させることができる。

(氏名の公表)

第12条 プログラム責任者は、奨励金支給開始までに奨励金受給学生の氏名をホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第13条 奨励金は、所得として課税対象となるので、奨励金受給学生が各自において適切に納税を行うとともに、納税したことが確認できる書類の写しをプログラム責任者へ提出しなければならない。

2 奨励金受給学生が、広く産官学にわたってグローバルに活躍するリーダーを養成するために、当該研究活動等の実施が不可欠であるとプログラム責任者が特に認めた場合は、競争的資金を受けて研究等を行うことができる。

3 奨励金受給学生は、学位プログラムの取組の範囲において、大学改革推進等補助金（リーディング大学院構築事業費）等より研修、インターンシップ等に係る経費（滞在費を含む。）を受給することができる。

(事務)

第14条 奨励金に関する事務は、未来戦略機構事務局で行う。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、学位プログラムごとに、別に定める。

附 則

この実施要項は、平成24年4月1日から施行する。